

建設業許可変更等届出の手引き

平成23年10月改訂

監修 大阪府住宅まちづくり部建築振興課

この手引きは、大阪府知事の建設業許可を受けた方を対象に、許可後の各種変更等の届出の手続きを説明したものです。

他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

目 次

第 1 変更の手続き	
1 変更の手続き	3
2 届出書類	3
第 2 事実発生後 14 日以内の届出	
1 経營業務の管理責任者の変更	4
2 専任技術者の変更	4
3 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の変更	6
4 欠格要件に該当した場合	6
第 3 事実発生後 30 日以内の届出	
1 商号又は名称の変更	7
2 営業所の変更（支店等の新設・廃止等含む）	7
3 資本金額の変更	9
4 法人の役員の変更	9
5 支配人の変更・個人事業主、支配人の氏名の変更	10
6 廃業した場合	11
第 4 決算終了後 4 か月以内の届出	
1 決算等に関する届出	12
2 国家資格者等の変更の届出	13
第 5 確認書類	
1 経營業務の管理責任者、専任技術者、支店長等の常勤性の確認	14
2 経營業務の管理責任者の経営経験の確認	15
3 専任技術者の技術者としての資格の確認	18
4 営業所の要件確認	20
■ 営業所の使用権利関係の確認	
■ 支店長等の権限委任の確認	
5 届出書等を提出される方の本人確認	21
第 6 参考資料	
1 専任技術者資格要件一覧表	22
2 専任技術者の資格及びコード表	33
3 関連学科一覧表	35
4 市区町村コード表	36
5 郵送等による変更届等のご案内	37
6 建築振興課付近案内図及びお問い合わせ先一覧	40
7 参考様式、作成要領及び記載例	41
8 本人確認書類と委任状	50

第1 変更の手続き

1 変更の手続き

建設業許可を受けた者は、商号、資本金、役員、営業所、経營業務の管理責任者、専任技術者、支店長等法令で定める事項に変更があった場合及び決算期における使用人数、定款、国家資格者の変更、会社の財務の状況に関する届けについて、定められた期限内に所定の書類で大阪府知事に届け出る必要があります。

変更の事由があるのに変更届を提出していない、決算が終了したのに決算期における各種届を提出していない場合、更新及び業種追加等の申請や経営事項審査の受審ができないのでご注意ください。

経營業務の管理責任者、専任技術者、支店長等建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更を含む変更届（許可の要件に係る変更届）については、大阪府職員が、届出書類（建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類）が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等の形式的審査と合わせて要件に係る審査を所定の確認書類で窓口審査し受付します。また、受付後においても、内部審査で、疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は事務所調査を実施する場合があります。

決算変更届、役員の変更等許可の要件に係るもの以外の変更届については、大阪府が委託している受託業者の担当者が、届出書類（建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類）が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等原則として形式的な確認に止め内容審査は行わずに受付します。また、受付後においても、内部審査で、疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は事務所調査を実施する場合があります。

変更届及び決算変更届は大阪府知事提出用（正）と申請者控え用（副）の2部を受付会場で受付します。受付会場については、【[第6参考資料 6 建築振興課付近案内図](#)】P.40をご覧ください。

■ 郵送受付の実施

各種変更届等の届出にあたっては、受付時の待ち時間短縮・申請窓口対応時間・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。詳細は【[第6参考資料 5 郵送等による変更届等のご案内](#)】P.37をご覧ください。

2 届出書類

届出書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているもの、その他サンプル様式については、大阪府住宅まちづくり部建築振興課のホームページ【[建設業許可手続き案内\(各種変更届\)](#)】及び【[建設業許可手続き案内\(決算変更届\)](#)】からダウンロードしていただけます。

また、大阪府庁咲洲庁舎2階の諸用紙売場（営業時間は午前9時30分から午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く。）電話：06-4703-8420）で用紙類を販売しています。

■ 記載上の留意点

- ・ 各様式の記載要領により記載してください。
- ・ 各様式に個人の氏名を記載する場合は、戸籍上の文字を使用してください。
- ・ 個人の住所を記載する場合は、申請時の居住地の住所を記載してください。
- ・ 提出が求められている様式で記載事項がない場合は、「該当なし」と記載してください。
- ・ 市区町村コードは、【[第6参考資料 4 市区町村コード表](#)】P.36を参照してください。
- ・ 有資格区分は【[第6参考資料 2 専任技術者の資格及びコード表](#)】P.33をご覧ください。

第2 事実発生後14日以内の届出

1 経營業務の管理責任者の変更		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■ 交替した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 経營業務の管理責任者証明書（省令様式第7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業登記簿謄本（法人に限り必要、交替時に役員であることが確認できる謄本） ■ 常勤性の確認書類（P.14を参照） ■ 経営経験の確認書類（P.15を参照）
イ ■ 氏名を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 経營業務の管理責任者証明書（省令様式第7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戸籍抄本、住民票、商業登記簿謄本等（氏名の変更が確認できるもの）
ウ ■ 基準を満たさなくなったことにより削除する場合（交替の者がいない場合） ■ 複数の経營業務の管理責任者がいる場合で ・一部の業種の廃業 ・一人にする により不要となる者の削除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 届出書（省令様式第22号の3） 	不要
2 専任技術者の変更		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■ 担当業種の変更及び有資格区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者） ■ 専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） <p style="color: red;">技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの ※ただし、有資格区分には変更がなく、担当業種のみ変更の場合は、技術的資格を証する書類の添付は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ a 実務経験証明書（省令様式第9号） ■ b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 ■ c 国家資格等の資格を証する書面の写し（ただし、施工管理技士証明書については有効期間内の原本） ■ d 指導監督的実務経験証明書（省令様式第10号） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術者資格確認書類（P.18を参照） <p>※資格者の要件については、【専任技術者資格要件一覧表】P.22 及び【関連学科一覧表】P.35を参照してください。</p>

イ	<p>■追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の交替に伴う就任 ・営業所の新設に伴う技術者の就任 	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者） ■専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） <p>技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ a 実務経験証明書(省令様式第9号) ■ b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 ■ c 国家資格等の資格を証する書面の写し（ただし、施工管理技士証明書については有効期間内の原本） ■ d 指導監督的実務経験証明書（省令様式第10号） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>常勤性の確認書類</u>（P.14を参照） ■ <u>技術者資格確認書類</u>（P.18を参照） <p>※資格者の要件については、【<u>専任技術者資格要件一覧表</u>】P.22 及び【<u>関連学科一覧表</u>】P.35を参照してください。</p>
ウ	<p>■所属営業所の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） 	不要
エ	<p>■氏名を変更した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） 	<ul style="list-style-type: none"> ■戸籍抄本、住民票等（氏名の変更が確認できるもの）
オ	<p>■技術者の交替に伴う削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） 	不要
カ	<p>■基準を満たさなくなったことにより削除する場合（交替の者がいない場合）</p> <p>■一部業種、営業所の廃止等に伴う削除（本社、営業の専任技術者として在籍しない場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■届出書（省令様式第22号の3） 	不要
キ	<p>■一部業種の廃止に伴う担当又は所属営業所の変更、廃業しない業種について引き続き専任技術者となる場合及び営業所の廃止等に伴い他の営業所で引き続き専任技術者になる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■専任技術者証明書（新規・変更）（省令様式第8号（1）） 	不要

3 建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■ 交替及び支店等の新設により就任する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 変更届出書（第一面）（省令様式第 22 号の 2） ■ a 誓約書（省令様式第 6 号） ■ b 登記事項証明書（発行日から 3 か月以内の原本） ■ c 市町村の長の証明書（発行日から 3 か月以内の原本）ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、登録原票記載事項証明書（発行日から 3 か月以内の原本）を添付してください。 ※ a～c は、役員が新たに支店長等を兼ねる場合、既に支店長であったものが別の支店に交替する場合は不要です。 ■ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の略歴書（省令様式第 13 号）（ただし、役員が支店長等を兼ねる場合は法人の役員の略歴書（省令様式第 12 号）を使用してください。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常勤性の確認書類（P.14 を参照） ■ 委任状 <p>法人の取締役会等又は代表取締役からの建設業に係る請負契約の締結等、委任内容が確認できる「委任状」</p> <p>※ただし、既に支店長であったものが別の支店に交替する場合は上記の確認書類は不要です。</p>
イ ■ 交替及び支店等の廃止により退任する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 変更届出書（第一面）（省令様式第 22 号の 2） 	不要
4 欠格要件に該当した場合		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■ 法人の役員、支店長等及び個人事業主、支配人が欠格要件に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■ 届出書（省令様式第 22 号の 3） 	

※代理人が届け出る場合は、「委任状」（府規則様式第 2 号）を添付してください。

（詳細は P.48～P.50. をご確認ください。）

※変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。なお、複数の変更届等を同時に提出する場合は、その内 1 通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付してもかまいません。（詳細は P.50. をご確認ください。）

※届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細は P.50. をご確認ください。）

第3 事実発生後30日以内の届出

1 商号又は名称の変更		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■法人の商号又は名称に変更があった場合 ■有限会社が株式会社に組織変更した場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2） ■商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本で、変更前・変更後の内容が確認できる謄本）法人に限り必要です。	不要
イ ■個人事業の屋号又は名称に変更があった場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）	不要
2 営業所の変更		
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■本店を移転した場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2） ■商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）ただし、登記内容に変更がない場合は不要です。 ■営業所の地図及び写真	■営業所要件確認書類 （P.20を参照）
イ ■本店の電話番号を変更した場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）	不要
ウ ■本店所在地の住居表示が変更になった場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） ■商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）ただし、登記内容に変更がない場合は不要です。	■新住居表示通知書等
エ ■支店等を移転した場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2） ■商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）ただし、登記内容に変更がない場合は不要です。 ■営業所の地図及び写真	■営業所要件確認書類 （P.20を参照）

オ	<p>■支店等所在地の住居表示 が変更になった場合</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第 22 号の 2） ■商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以 内の原本）ただし、登記内容に変更がな い場合は不要です。</p>	<p>■新住居表示通知書等</p>
カ	<p>■支店等の名称の変更</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第 22 号の 2） ■商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以 内の原本）ただし、登記内容に変更がな い場合は不要です。</p>	<p>不要</p>
キ	<p>■支店等の新設 （別途、専任技術者及び建 設業法施行令第 3 条に規定 する使用人の変更の手續が 必要となります。）</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第 22 号の 2） ■営業所の地図及び写真</p>	<p>■営業所要件確認書類 （P.20 を参照）</p>
ク	<p>■支店等の廃止 （別途、専任技術者及び建 設業法施行令第 3 条に規定 する使用人の変更の手續が 必要となります。）</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第 22 号の 2）</p>	<p>不要</p>
ケ	<p>■営業所の業種の変更 （別途、専任技術者の変更 の手續が必要となります。）</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■変更届出書（第二面） （省令様式第 22 号の 2）</p>	<p>不要</p>

3 資本金額の変更		
変更の事由	書類の名称 (様式の番号)	確認書類
ア ■ 資本金額を増資又は減資した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙 (大阪府用、申請者用) ■ 変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■ 商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更の内容が確認できる謄本) 	不要
4 法人の役員の変更		
変更の事由	書類の名称 (様式の番号)	確認書類
ア ■ 役員等の就任があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙 (大阪府用、申請者用) ■ 変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■ 役員の一覧表 (省令様式第 1 号 別紙 1) ■ 法人の役員略歴書 (省令様式第 12 号) ■ a 誓約書 (省令様式第 6 号) ■ b 登記事項証明書 (発行日から 3 か月以内の原本) ■ c 市町村の長の証明書 (発行日から 3 か月以内の原本) ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、登録原票記載事項証明書 (発行日から 3 か月以内の原本) を添付してください。 <p>※ a～c は、新たに役員に就任する人が一人もいない場合 (建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が新たに役員に就任する場合を含む。) は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、就任等の事実が記載されている謄本) 	不要
イ ■ 役員等の辞任、退任等があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙 (大阪府用、申請者用) ■ 変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■ 役員の一覧表 (省令様式第 1 号 別紙 1) ■ 商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、辞任等の事実が記載されている謄本) 	不要

ウ ■役員等の氏名を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■役員の一覧表 （省令様式第 1 号 別紙 1） ■商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以内の原本で、氏名の変更の事実が記載されている謄本） 	不要
------------------	--	----

5 支配人の変更 ・ 個人事業主、支配人の氏名の変更

変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類
ア ■支配人が交替した場合 （別途、経營業務の管理責任者の変更手続きが必要となります。）	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■誓約書 （省令様式第 6 号） ■登記事項証明書（発行日から 3 か月以内の原本） ■市町村の長の証明書（発行日から 3 か月以内の原本）ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、登録原票記載事項証明書発行日から 3 か月以内の原本）を添付してください。 ■建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の略歴書（支配人用） （省令様式第 13 号） ■支配人登記簿謄本（発行日から 3 か月以内の原本で、支配人登記の事実が記載されている謄本） ■ 	不要
イ ■個人事業主、支配人の氏名を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2） ■支配人登記簿謄本（発行日から 3 か月以内の原本で、支配人の氏名の変更登記の事実が記載されている謄本） 	■戸籍抄本、住民票等 （氏名の変更が確認できるもの）

6 廃業した場合																				
変更の事由	書類の名称（様式の番号）	確認書類																		
ア ■一部の業種を廃業した場合 (同時に、専任技術者の変更の手続きが必要となります。)	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■廃業届（省令様式第22号の4）	不要																		
イ ■全部の業種を廃業した場合	■変更届の表紙（大阪府用、申請者用） ■廃業届（省令様式第22号の4）	■下記記載																		
<p>■ 届出事由、届出者及び確認書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出事由</th> <th>届出者</th> <th>確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 個人事業主が死亡</td> <td>相続人</td> <td>戸籍抄本</td> </tr> <tr> <td>2 法人が合併により消滅</td> <td>解散時に役員であった者</td> <td>解散時の商業登記簿謄本</td> </tr> <tr> <td>3 法人が破産手続開始決定により解散</td> <td>破産管財人</td> <td>破産管財人であることが確認できる、商業登記簿謄本又 裁判所命令書等</td> </tr> <tr> <td>4 2及び3以外の法人の解散</td> <td>清算人</td> <td>商業登記簿謄本</td> </tr> <tr> <td>5 建設業を廃止</td> <td>個人事業主又は法人の役員</td> <td>届出者本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険証等）</td> </tr> </tbody> </table>			届出事由	届出者	確認書類	1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本	2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本	3 法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる、商業登記簿謄本又 裁判所命令書等	4 2及び3以外の法人の解散	清算人	商業登記簿謄本	5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険証等）
届出事由	届出者	確認書類																		
1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本																		
2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本																		
3 法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる、商業登記簿謄本又 裁判所命令書等																		
4 2及び3以外の法人の解散	清算人	商業登記簿謄本																		
5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険証等）																		

※代理人が届け出る場合は、「委任状」（府規則様式第2号）を添付してください。

（詳細はP48～P50をご確認ください。）

※変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。なお、複数の変更届等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付してもかまいません。（詳細はP50をご確認ください。）

※届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細はP50をご確認ください。）

第4 決算終了後4か月以内の届出

1 決算等に関する届出			
法人	個人	書類の名称(様式番号)	備考
●	●	■決算変更届の表紙(大阪府用、申請者用)	
●	●	■変更届出書(府規則様式第3号)	
●	●	■工事経歴書(省令様式第2号)	
●	●	■直前3年の各事業年度における工事施工金額(省令様式第3号)	
●	●	■使用人数(省令様式第4号)	注 経営事項審査を受審する場合は、使用人数(省令様式第4号)の技術関係使用人の左欄の人数と経営規模等評価申請書の技術職員数と一致します。 注 変更があった場合に提出してください。
●	●	■建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(省令様式第11号)	
●	—	■定款の写し	
●	—	■貸借対照表(省令様式第15号)	
●	—	■損益計算書、完成工事原価報告書(省令様式第16号)	
●	—	■株主資本等変動計算書(省令様式第17号)	
●	—	■注記表(省令様式第17号の2)	
●	—	■附属明細書(省令様式第17号の3)	資本金の額が1億円超であるもの又は直前決算の貸借対照表の負債の合計額が200億円以上である株式会社が必要です。
●	—	■法人事業税納税証明書	大阪府税事務所にて交付を受けてください。
●	—	■事業報告書(サンプル様式)	株式会社のみ提出してください。
—	●	■貸借対照表(省令様式第18号)	
—	●	■損益計算書(省令様式第19号)	
—	●	■個人事業税の納税証明書	
<p>注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納税証明書は8月中旬までは大阪府税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。</p> <p>注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印のある第一表の写しを添付してください。</p> <p>注40 月以降に提出する場合は、大阪府税事務所にて個人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。</p> <p>※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。</p>			

2 国家資格者等の変更の届出		変更があった場合に届出してください。	
法人	個人	書類の名称(様式番号)	備考
●	●	■変更届の表紙(大阪府用、申請者用)	
●	●	■国家資格者等・監理技術者一覧表 (省令様式第11号の2)	
		国家資格等を証する以下の書面を添付してください。	
●	●	■国家資格等の資格を証する書面の写し	施工管理技士証明書については有効期間内の原本又は監理技術者資格者証の写し
●	●	■実務経験証明書(省令様式第9号)	国家資格等で実務経験が必要な場合に限る。
		■実務経験証明書(様式第9号)に記載された内容についての確認書類は 【第5 確認書類 3 専任技術者の技術者としての資格の確認】P.18 <実務経験を要する技術者の場合>を準用します。	

※代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細はP.48~P.50をご確認ください。)

※変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。なお、複数の変更届等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付してもかまいません。

※届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を提示してください。(詳細はP.50をご確認ください。)

第5 確認書類

許可申請書に記載された許可の要件について書面で確認します。確認書類は、すべて写しの提示により確認しますが、原本を持参していただいた場合は原本で確認します。

1 経營業務の管理責任者、専任技術者、支店長等の常勤性の確認

常勤性の確認は、次の場合に応じた一覧表の書類で確認します。

- **対象者が法人の役員又は従業員の場合** 1又は2の書類
(ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては2の書類)
- **対象者が個人事業主の場合** 3の書類
(ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては4及び6の書類)
- **対象者が個人事業の専従者の場合** 3及び5の書類
(ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては5及び6の書類)
- **対象者が個人事業の従業員の場合** 1又は2の書類
(ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては、2又は5及び6の書類)

注1 役員就任直後又は従業員として雇用直後の者にあつては、次のとおりとします。

- ・ 役員就任直後の場合 7及び10の書類
(ただし、役員就任後3か月目の報酬が未支給の方にあつては8及び10の書類)
- ・ 従業員として雇用直後の場合 7及び10の書類
(ただし、雇用後3か月目の賃金が未支給の方にあつては9及び10の書類)

注2 対象者が次に該当する場合は、以下の書類が別途必要になります。

- ・ 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者の方は後期高齢者医療制度被保険者証
- ・ 外国籍の方は登録原票記載事項証明書
- ・ 出向者の方は出向協定書及び出向辞令
- ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の方又は給与の額が大阪府の地域別最低賃金(月額10万円を目安額とします)を下回る方であつて、かつ代表者又は代表者と生計を一にする方は、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類 ※法人の役員についても同様に確認します。
- ・ 住民票と実際の居所が異なる方は、居所を確認できる公共料金の領収書等

常勤性の確認書類一覧表

番号	確認書類
1	健康保険被保険者証(申請時において有効なもの) + 健康保険被保険者標準報酬決定通知書(直近年のもの) ※健康保険被保険者証が事業所名のない建設国保等の場合は、別途建設国保等の加入証明書も必要です。
2	住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) + 住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用) ※双方とも直近年のものが必要です。
3	国民健康保険被保険者証(申請時において有効なもの)
4	直前の個人事業主の所得税の確定申告書(税務署の受付印のある第一表) ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
5	直前の個人事業主の所得税の確定申告書(税務署の受付印のある第一表 + 事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類) ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
6	市町村の長が発行する住民税課税証明書(直近年のもの)
7	直前3か月分の賃金台帳等
8	役員報酬に関する役員会議事録
9	雇用契約書又は労働条件明示書(給与額が確認できるもの)
10	住民税特別徴収切替申請書(市町村の受付印のある控え)

2 経營業務の管理責任者の経営経験の確認

■ 経營業務の管理責任者としての経験の場合

法人の役員又は個人事業主等として、5年又は7年以上建設業の経営者としての経営経験があったことを確認するための書類

ア 法人の役員としての経験を確認するための書類（以下のすべての書類）

- ・ 当該法人の役員としての経験年数分の商業登記簿謄本（役員欄の閉鎖謄本等）
- ・ 当該法人の経験年数分の法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一＋決算報告書＋役員報酬手当及び人件費等の内訳書
※電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。
- ・ 当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書、請求書等
※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

イ 個人事業主としての経験を確認するための書類（以下のすべての書類）

- ・ 個人事業主としての経験年数分の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表
※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
- ・ 個人事業主としての経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書、請求書等
※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

ウ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類

■ 過去に経營業務の管理責任者として証明されている場合（以下の書類）

- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経營業務管理責任者証明書（様式第7号））又は変更届の一部（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び経營業務管理責任者証明書（様式第7号））

■ 過去に経營業務の管理責任者として証明されていない法人の役員又は個人事業主における経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経營業務管理責任者証明書（様式第7号））又は変更届の一部（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び経營業務管理責任者証明書（様式第7号））
- ・ 決算変更届の一部（直近に提出された受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）
- ・ 法人の役員の場合は、当該法人の役員としての経験年数分の商業登記簿謄本（役員欄の閉鎖謄本等）

■ 支店長等における経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙、営業所一覧表（様式第1号別紙2）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号））
ただし、平成21年4月1日の改正様式以前にあっては、営業所一覧表（様式第1号別紙2）に代えて建設業許可申請書別表
- ・ 変更届の一部（受付印若しくは確認印のある表紙又は完了通知のはがき、変更届出書（様式第22号の2）及び略歴書（様式第12号又は13号））
- ・ 決算変更届の一部（直近に提出された受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）

■ 執行役員経験の場合

建設業の許可を受けようとする業種に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいう。）にあり経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（申請する業種以外の執行役員経験は、認められません。）を確認するための書類（アからカのすべての書類）

執行役員経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の証明者の3か月以内の印鑑証明書

（証明者と申請者が同一の場合を除く。）

イ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

- ・ 証明期間の組織図その他これに準ずる書類

ウ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

- ・ 業務分掌規定その他これに準ずる書類

エ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類

- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

オ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

- ・ 当該法人の執行役員経験年数分の法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一＋決算報告書 ※電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。
- ・ 当該法人の執行役員経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等
※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での執行役員経験の場合は、オの書類に代えて＜経營業務の管理責任者としての経験の場合＞のウ（P15）の書類とします。

カ 執行役員等の在職期間を確認するための書類（次のいずれかの書類）

- ・ （年金の）被保険者記録照会回答票
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 雇用保険被保険者離職票

■ 補佐経験の場合

許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあり7年以上経営業務を補佐した経験（申請する業種以外の補佐経験は、認められません。）を確認するための書類（アからエのすべて書類）

なお、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

ア 経営業務の管理責任者証明書（様式第7号）の証明者の3か月以内の印鑑証明書

（証明者と申請者が同一の場合を除く。）

イ 準ずる地位（職制上の地位）であることを確認するための書類

（様式第7号経営業務の管理責任者証明書の証明者が法人の場合のみ）

- ・ 証明期間の組織図その他これに準ずる書類

ウ 申請する業種の経験年数を確認する書類（a又はbのいずれかの書類）

a 法人の役員の補佐経験を確認するための書類（以下のすべての書類）

- ・ 当該法人の補佐経験年数分の法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一＋決算報告書 ※電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。
- ・ 当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書、請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

b 個人事業主の補佐経験を確認するための書類（以下のすべての書類）

- ・ 証明者である個人事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表
※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
- ・ 証明者である個人事業主の補佐経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書、請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での補佐経験の場合は、a又はbの書類に代えて＜経営業務の管理責任者としての経験の場合＞のウ（P15）の書類とします。

エ 補佐経験の在職期間を確認するための書類（a又はbのいずれかの書類）

a 法人の役員の補佐経験を確認するための書類（以下のいずれかの書類）

- ・ （年金の）被保険者記録照会回答票
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 雇用保険被保険者離職票

b 個人事業主の補佐経験を確認するための書類

- ・ 証明者である個人事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表及び事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類

※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。

3 専任技術者の技術者としての資格の確認

■ 実務経験を要する技術者の場合

実務経験証明書（様式第9号）に記載された内容についての確認（ア及びイ）

ア 実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

■ 建設業許可を受けていない者からの証明の場合（以下の書類）

- ・ 実務経験の年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書、請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

※実務経験証明書の記載例は、【[第6参考資料 10参考様式、作成要領及び記載例 実務経験証明書](#)】P.46をご覧ください。

■ 過去に実務経験で専任技術者として証明されている者の場合（以下の書類）

- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙及び実務経験証明書（様式第9号））又は変更届の一部（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験証明書（様式第9号））

■ 建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）において実務経験で専任技術者として証明されていない者の場合（以下のいずれかの書類）

- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
- ・ 変更届の一部（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
- ・ 決算変更届の一部（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験年数の証明期間に相当する工事経歴書（様式第2号））

イ 実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については原則不要としますが、場合により在籍の確認書類を求める場合があります。

- ・ （年金の）被保険者記録照会回答票
 - ・ 雇用保険被保険者証
 - ・ 雇用保険被保険者離職票
 - ・ 証明者が個人事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表＋事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類
- ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
- ・ 証明者の印鑑証明書（3か月以内のもの）

■ 指導監督的な実務経験を要する技術者の場合

指導監督の実務経験証明書(様式第10号)に記載された内容についての確認できる書類(ア及びイ)

ア 指導監督的な実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 過去に指導監督的な実務経験が必要な専任技術者として証明されている者の場合(以下のいずれかの書類)
 - ・ 建設業許可申請書の副本の一部(受付印又は確認印のある表紙及び指導監督的な実務経験証明書(様式第10号))
 - ・ 変更届の副本の一部(受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び指導監督的な実務経験証明書(様式第10号))
- 初めて指導監督的な実務経験が必要な専任技術者として証明される者の場合(以下の書類)
 - ・ 指導監督的な実務経験の年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事契約書、注文書又は請書

イ 指導監督的な実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については原則不要としますが、場合により在籍の確認書類を求める場合があります。

- ・ (年金の)被保険者記録照会回答票
 - ・ 雇用保険被保険者証
 - ・ 雇用保険被保険者離職票
 - ・ 証明者が個人事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表+専従者給与欄又は給与支払者欄に内訳・氏名の記載がある書類
- ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
- ・ 証明者の印鑑証明書(3か月以内のもの)

4 営業所の要件確認

営業所を移転する場合は、以下のアの書類が必要です。また、支店等を設置する場合は以下のア及びイの書類が必要です。（新規申請、営業所の移転時及び支店等の新設以外は、不要です。ただし疑義が生じた場合には、提示を求めることがあります。）

■ 事務所の使用権利関係の確認

ア 自己所有の場合

申請者及び法人の役員、個人事業主、個人の支配人が、事務所を設置する建物の2分の1以上を所有している場合、次のいずれか一つの書類

- ・ 建物の登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ・ 固定資産評価証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・ 固定資産税・都市計画税の納税通知書（直近のものに限る）
- ・ 登記済証（権利書）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 建物の売買契約書

イ 賃貸等の場合

- ・ 賃貸契約書
- ・ 貸主の使用承諾書等（賃貸契約書の使用目的が居住用に限定されている場合や事務所禁止となっている場合又は申請者と借主が異なる場合等に必要です。）

※ 申請者が法人で関係企業が所有している場合は、その所有権を確認するために、別途、上記の〈自己所有の場合〉に記載している持参書類も併せてご用意ください。

※ 申請者が個人で、個人事業主の親族等が建物を所有している場合は、上記の〈自己所有の場合〉に記載している持参書類に加えて所有者の使用承諾書等の提示が必要です。

また、上記に記載されている確認書類のほかに、必要に応じて使用承諾書等の提示を求められる場合があります。

■ 支店長等の権限委任の確認

法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、委任内容が確認できる「委任状」（支店長等が法人の役員又は個人の事業専従者である場合は不要です）

5 届出書等を提出される方の本人確認

各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）

ア 《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証
 - (2) (国民)健康保険証(被保険者証)
 - (3) 外国人登録証明書
 - (4) 住民基本台帳カード
 - (5) 後期高齢者医療被保険者証
 - (6) パスポート(旅券)
 - (7) 船員保険証
 - (8) 身体障害者手帳
 - (9) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他
- なお、申請者の役員・従業員にあつては
- (10) 申請者の発行する身分証明書でも可とします。

イ 《行政書士の方》・・・(11) 行政書士証票

ウ 《行政書士の補助者の方》・・・(12) 行政書士補助者証

※申請者以外の方が申請書等を提出される場合は、申請書等を提出される方の本人確認とあわせて、申請者からの委任状が必要となります。

※大阪府建設業法施行細則により、委任状の様式を定めました。(平成23年10月1日施行)

委任状の様式と記載例はP.48～P.50を、ご覧ください。また別冊「建設業許可申請の手引き」P.68にFAQを掲載しています。

1 専任技術者資格要件一覧表

区分 種別	第1欄	第2欄	第3欄
土木 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習</p>
建築 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	<p>財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>
大工 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工とするものに合格した後大工工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工とするものに合格していた者であってその後大工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

<p>左官 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
<p>とび・土工 コンクリート 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	<p>もの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 土工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
石工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
屋根工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	6 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者		
電気工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）による第 1 種電気工事士免状の交付を受けた者又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第 7 項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第 7 条の 19、第 7 条の 20 及び第 7 条の 22 において準用する第 7 条の 5 の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人建設業振興基金の行った平成 7 年度又は平成 8 年度の電気工事技術者特別認定講習
管工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）による改正前の技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房</p>	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成 2 年度の管工事技術者特別認定講習

	<p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の冷凍空調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の冷凍空調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の冷凍空調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48年政令第 98号。以下「昭和 48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の冷凍空調和機器施工、配管、空調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法(昭和 32年法律第 177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装試験に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者 10社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>及び冷凍機械」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であつてその後タイル・れんが・ブロック工事に關し</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	1年以上実務の経験を有するもの		
鋼構造物 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製缶とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製缶とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習
鉄筋 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に關し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者	

	作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)		
ほ 装 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	
板 金 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
塗装工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
防水工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
内装仕上工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年 4月 1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
機械器具設置 工事業	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
熱絶縁 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年 4月 1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年 4月 1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
電気通信 工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
造園 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)</p>	<p>財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習</p>

	<p>限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
さく井 工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成 17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
建 具 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(選択科目を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。)、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
水道施設 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とする</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格し</p>	

	<p>ものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。)による改正前の技術士法施行規則(昭和32年総理府令第85号)による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>た者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
消防施設 工事業	消防法(昭和23年法律第186号)による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設 工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	

2 専任技術者の資格及びコード表

	コード	資格区分	実務経年数	建設業の種類
	01	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業生）	大卒3年・高卒5年	
	02	法第7条第2号ロ該当	10年	
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定を有する者		
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定を有する者		
建設業法	11	1級建設機械施工技士		土・と・ほ
	12	2級建設機械施工技士（第1～6種）		土・と・ほ
	13	1級土木施工管理技士		土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水
	14	2級土木施工管理技士（土木）		土・と・石・鋼・ほ・し・水
	15	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）		塗
	16	2級土木施工管理技士（薬液注入）		と
	20	1級建築施工管理技士		建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具
	21	2級建築施工管理技士（建築）		建
	22	2級建築施工管理技士（躯体）		大・と・タ・鋼・筋
	23	2級建築施工管理技士（仕上げ）		大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具
	27	1級電気工事施工管理技士		電
	28	2級電気工事施工管理技士		電
	29	1級管工事施工管理技士		管
	30	2級管工事施工管理技士		管
33	1級造園施工管理技士		園	
34	2級造園施工管理技士		園	
建築士法	37	一級建築士		建・大・屋・タ・鋼・内
	38	二級建築士		建・大・屋・タ・内
	39	木造建築士		大
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		土・と・電・ほ・し・園
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		土・と・電・鋼・ほ・し・園
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		土・と
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）		電・通
	45	機械・総合技術監理（機械）		機
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）		管・機
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）		管・水
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		管・井・水
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		土・と・し
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		園
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		土・と・園
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		管
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		管・水
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		管・水・清
電気工事士法 電気事業法	55	第1種電気工事士		電
	56	第2種電気工事士	3年	電
	58	電気主任技術者（第1～3種）	5年	電
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年	通
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年	管
消防法	68	甲種消防設備士		消
	69	乙種消防設備士		消
職業能力開発促進法※	71	建築大工（1級）		大
		建築大工（2級）	3年	大
	72	左官（1級）		左
		左官（2級）	3年	左
	73	とび・とび土工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）		と
		とび・とび土工・型枠施工・コンクリート圧送施工（2級）	3年	と
66	ウェルポイント施工（1級）		と	
	ウェルポイント施工（2級）	3年	と	
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）		管	
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	3年	管	

	コード	資格区分	実務経年数	建設業の種類
職業能力開発促進法※	75	給排水衛生設備配管（1級） 給排水衛生設備配管（2級）	3年	管 管
	76	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（1級） 配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（2級）	3年	管 管
	77	タイル張り・タイル張り工（1級） タイル張り・タイル張り工（2級）	3年	タ タ
	78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み 築炉・築炉工（2級）	3年	タ タ
	79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工 ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年	石・タ 石・タ
	80	石工・石材施工・石積み（1級） 石工・石材施工・石積み（2級）	3年	石 石
	81	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐（1級） 鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐（2級）	3年	鋼 鋼
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（1級） 鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（2級）	3年	筋 筋
	83	工場板金（1級） 工場板金（2級）	3年	板 板
	84	板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金 ・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（1級） 板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金 ・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（2級）	3年	屋・板 屋・板
	85	板金・板金工・打ち出し板金（1級） 板金・板金工・打ち出し板金（2級）	3年	板 板
	86	かわらぶき・スレート施工（1級） かわらぶき・スレート施工（2級）	3年	屋 屋
	87	ガラス施工（1級） ガラス施工（2級）	3年	ガ ガ
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級） 塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年	塗 塗
	89	建築塗装・建築塗装工（1級） 建築塗装・建築塗装工（2級）	3年	塗 塗
	90	金属塗装・金属塗装工（1級） 金属塗装・金属塗装工（2級）	3年	塗 塗
	91	噴霧塗装（1級） 噴霧塗装（2級）	3年	塗 塗
	67	路面標示施工		塗
	92	畳製作・畳工（1級） 畳製作・畳工（2級）	3年	内 内
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級） 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年	内 内
	94	熱絶縁施工（1級） 熱絶縁施工（2級）	3年	絶 絶
	95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級） 建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年	具 具
	96	造園（1級） 造園（2級）	3年	園 園
	97	防水施工（1級） 防水施工（2級）	3年	防 防
	98	さく井（1級） さく井（2級）	3年	井 井

	61	地すべり防止工事	1年	と・井
	62	建築設備士	1年	電・管
	63	計装	1年	電・管

99	その他（建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（S47.3.8建設省告示第352号）の第3号に該当		
----	---	--	--

※技能士（2級）を平成16年3月31日までに取得している場合の実務経験は1年です。

3 関連学科一覧表

一般建設業の許可を受けて建設業を営もうとする営業所に置かなければならない専任の技術者として、法第7条第2号イに該当する方は、次のとおりです。

- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事にし高等学校、中等教育学校等を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの
 - 許可を受けようとする建設業に係る建設工事にし大学（短期大学を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの
 - 許可を受けようとする建設業に係る建設工事にし高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの
- また、その要件として指定された学科は、下表のとおりです。

下表の学科に該当するかどうか迷われるときは、履修科目証明書等を持参の上、あらかじめご相談ください。

許可を受けようとする建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土木工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

4 市区町村コード表

大阪市	
旭区	27117
阿倍野区	27119
生野区	27116
北区	27127
此花区	27104
城東区	27118
住之江区	27125
住吉区	27120
大正区	27108
中央区	27128
鶴見区	27124
天王寺区	27109
浪速区	27111
西区	27106
西成区	27122
西淀川区	27113
東住吉区	27121
東成区	27115
東淀川区	27114
平野区	27126
福島区	27103
港区	27107
都島区	27102
淀川区	27123

堺市	
北区	27146
堺区	27141
中区	27142
西区	27144
東区	27143
南区	27145
美原区	27147

池田市	27204
和泉市	27219
泉大津市	27206
泉佐野市	27213
茨木市	27211
大阪狭山市	27231
貝塚市	27208
柏原市	27221
交野市	27230
門真市	27223
河南町	27382
河内長野市	27216
岸和田市	27202
熊取町	27361
四條畷市	27229
島本町	27301
吹田市	27205
摂津市	27224
泉南市	27228
太子町	27381
大東市	27218
高石市	27225
高槻市	27207
田尻町	27362
忠岡町	27341
千早赤阪村	27383
豊中市	27203
豊能町	27321
富田林市	27214
寝屋川市	27215
能勢町	27322
羽曳野市	27222
阪南市	27232
東大阪市	27227
枚方市	27210
藤井寺市	27226
松原市	27217
岬町	27366
箕面市	27220
守口市	27209
八尾市	27212

5 郵送等による変更届等のご案内

平成 20 年 12 月から一部実施しております、大阪府知事許可に係る変更届等の郵送及び受付会場内投函ボックスによる受付につきまして、平成 22 年 4 月から、受付可能な範囲を全種類に拡大します。

なお、受付会場内窓口での変更届等の受付も引き続き行っております。

【受付可能な届出】

- ・大阪府知事許可に係る「各種変更届」（全種類）
- ・大阪府知事許可に係る「決算変更届」
- ・大阪府知事許可に係る「廃業届」
- ・大阪府知事許可に係る「建設業に係る訂正の届出書」

【提出する書類等について】

1 変更届等提出書類一式（正本のみ）

2 完了通知用はがき（官製はがきを使用または 50 円切手を貼付）

※完了通知用はがき記入例をご覧の上、必要事項をご記入ください。

※提出する変更届等が複数冊となる場合は、その冊数と同一枚数のはがきを同封してください。

3 確認書類の写し（届出事項により必要な場合あり）

※以下の事項が含まれる各種変更届には、確認書類の写しが必要となります。

- ア 営業所の移転・新設（建物の権利関係の確認）
- イ 経營業務の管理責任者の交替（常勤性及び経験年数の確認）
- ウ 専任技術者の交替・追加（常勤性及び実務経験の確認）
- エ 専任技術者の担当業種の追加（実務経験の確認）
- オ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の交替・追加（常勤性及び業務権限の確認）
- カ 国家資格者・監理技術者の追加・資格の追加（実務経験の確認）

4 代理人委任状（代理人による届出の場合）

（詳細は [P48～P50](#)。」をご確認ください。）

注 1）変更届等表紙の「担当者・申請代理人の氏名及び電話」欄は、必ず記載してください。

注 2）変更届等提出書類一式を正本・副本とも送付される場合は、完了通知用はがきに代えて、書留郵送分の切手を貼付し返信先を記入した角型 2 号封筒を同封してください。

注 3）確認書類の写しは手続き完了後に大阪府で廃棄処分としますが、返送を希望される場合は、書留郵送分の切手（重量相当分）を貼付し返信先を記入した封筒を同封してください。

【郵送先等】

< 郵送先 >

郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府庁咲洲庁舎 1 階

あて先 大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課

建設業許可グループ内 株式会社メディカルアソシア 変更届担当 宛

※郵送につきましては、必ず一般書留または簡易書留でお送りください。

< 投函先 >

受付会場内に設置する専用の投函ボックス

※提出書類は必ず封筒などに入れ、「変更届在中」と記載の上、のり付けなど封をして提出してください。

【受付後の処理】

郵送及び投函ボックスによる変更届等の受付後は、提出書類の形式及び許可要件のチェックを行った上で、完了通知はがきを返送します(正本・副本とも送付された場合は副本を返送します)。返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。

【不備または不足がある場合】

提出書類に不備または不足がある場合は、届出者又は代理人に連絡します。不足事項等が解消された後、完了通知はがきを返送します(正本・副本とも送付された場合は副本を返送します)。

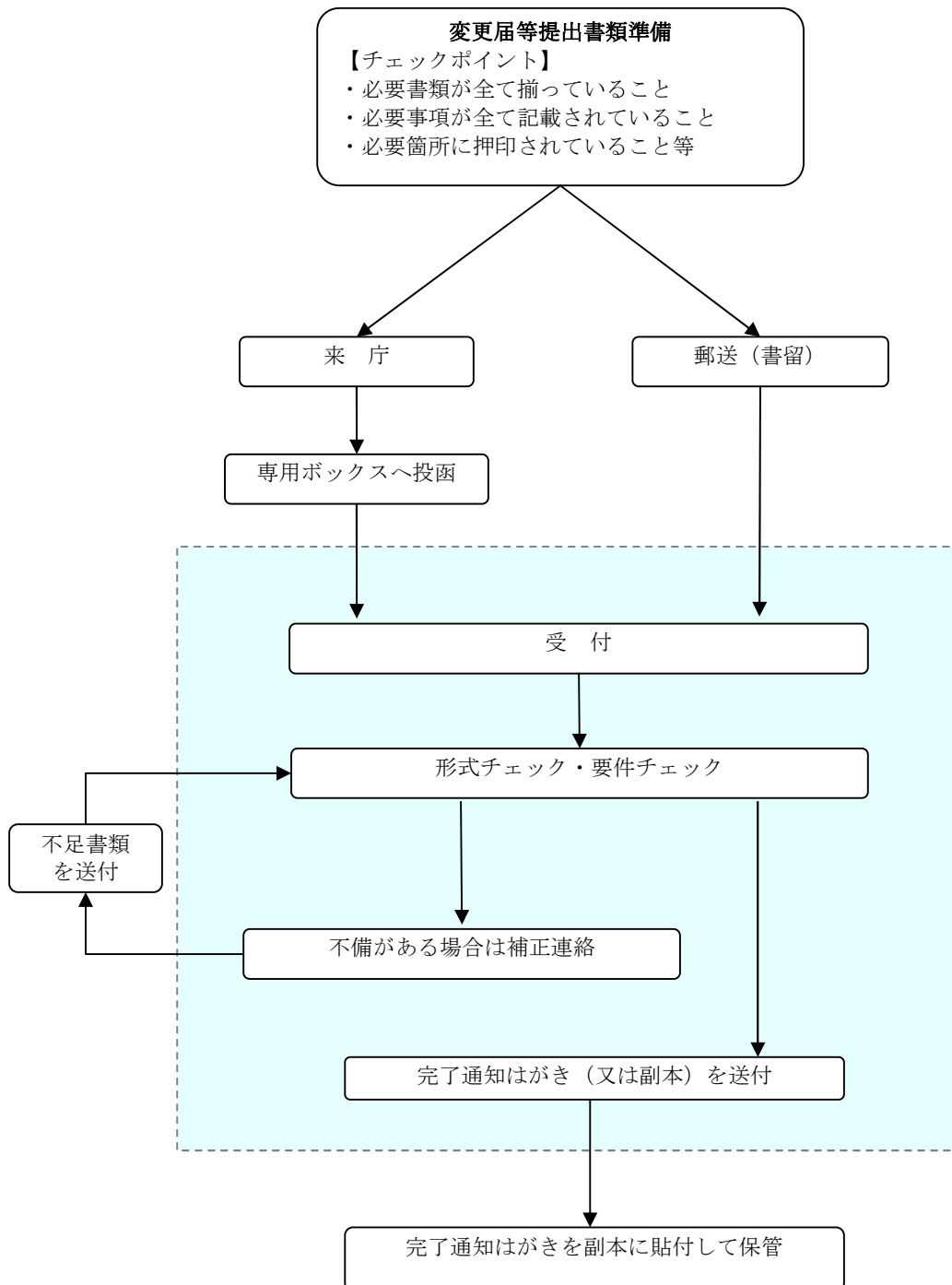
【変更届等の郵送等に関するお問合せ先】

大阪府庁咲洲庁舎 1階 建設業受付会場内相談コーナー
電話番号：06-6941-0351(代表) 内線 3089・3090 又は 06-6210-9735

【完了通知用はがきの記載例】

(表面)	(裏面)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">切手 五十円</div> <p style="text-align: center;">〒□□□-□□□□</p> <p style="text-align: center;">届出者又は申請代理人の住所</p> <p style="text-align: center;">届出者又は申請代理人の氏名</p>	<p>○許可番号 大阪府知事許可(般・特一)第 号</p> <p>○商号又は名称</p> <p>○担当者又は申請代理人</p> <p>○届出事項</p> <ul style="list-style-type: none">・決算変更届 (事業年度：平成 年 月～平成 年 月)・各種変更届 (1商号・名称 2営業所 3資本金 4法人役員 4-2 法人代表者 5個人氏名 6支配人 7令第3 条の使用人 8専任技術者 9経営業務の管理責任 者 10 国家資格者 11 全部廃業 11-2 一部廃業)・建設業に係る訂正の届出書 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;">大阪府收受印 受託業者使用印 押印欄</div>

【変更届等受付の流れ】



6 建築振興課付近案内図（府庁咲洲庁舎1階）



- 地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車。南東へ徒歩約8分。
- ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車。ATCビル直結。

お問い合わせ先一覧（建設業許可関係）

<p>ご相談</p>	<p>〔申請書類事前チェックサービスコーナー〕 場 所：建築振興課（咲洲庁舎1階）申請会場内 相談日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 時 間：9時30分～17時（17時に終了しますので余裕を持って来庁ください）</p> <hr/> <p>〔電話相談〕 代表電話：06-6941-0351（内線 3089・3090）／相談専用電話：06-6210-9735 時 間：9時～18時</p>
<p>申請受付</p>	<p>場 所：建築振興課（咲洲庁舎1階）申請会場 受付日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 時 間：9時30分～17時（17時に終了しますので余裕を持って来庁ください）</p>
<p>大阪府証紙</p>	<p>咲洲庁舎1階、府庁別館1階 など 証紙の取扱い案内 http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shousi/index.html</p>
<p>用紙販売</p>	<p>諸用紙売場（咲洲庁舎2階）※詳細は、直接お問い合わせください。 営業時間：9時30分～17時（土、日、祝日、年末年始を除く） 電 話：06-4703-8420 ※各種様式は、建築振興課のホームページから印刷することができます。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>http://www.pref.osaka.jp/kenshin/kenkyoka/index.html</p>

7 参考様式、作成要領及び記載例

大阪府規則様式第4号（第6条関係）

建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

担当者・代理人の氏名

電話

大阪府建設業法施行細則第6条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届け出ます。

建設業許可申請書等の記載事項の訂正（書類受付日 年 月 日）

届出事項	様式番号	訂正の内容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

〔注意事項〕

- 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し、提出してください。

[建設業に係る訂正等の届出書の記載例]

○ 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、長期借入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届	第 2 号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の施工期日順に時系列で記載していたため、訂正する。
役員変更届	第 12 号	役員の略歴に一部記載もれがあったため、訂正する。
建設業許可申請書	第 20 号	最初の許可取得日及び休業期間の記載がもれていたため、追記する。

(経営事項審査を受ける場合の注意)

経営事項審査を受けるにあたり、消費税込みを消費税抜きで作成し直した場合や個人事業の承継合併等で完成工事高等を引き継ぐ場合等で、財務諸表等を作成したものを再度提出する際は、本書は使用せず、経営事項審査申請書に添付してください

新規申請にあつては許可を受けようとする建設工事の種類
業種追加申請にあつては既に許可を受けているもの及び許
可を受けようとする建設工事の種類

様式第三号（第二条関係）

経営事項審査を受ける場合は、消費税等税抜き
で記載すること（工事経歴書、財務諸表も
税抜きで作成すること）
(用紙A 4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

3年分の施工金額の内訳を建設
工事の種類毎に記載すること

許可を受けていない建設工事の実績がある
場合に必ず記載すること

税込・税抜（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	管工事		
第11期 平成18年6月1日から 平成19年5月31日まで	元請	公共	98,000	7,000	0	0	105,000
	下請	民間	16,000	0	0	0	16,000
	計		24,000	0	11,000	3,000	38,000
第12期 平成19年6月1日から 平成20年5月31日まで	元請	公共	45,000	6,000	0	0	51,000
	下請	民間	9,000	0	0	0	9,000
	計		0	0	2,000	2,000	4,000
第13期 平成20年6月1日から 平成21年5月31日まで	元請	公共	80,000	5,000	20,000	0	105,000
	下請	民間	25,000	0	0	1,500	26,500
	計		0	0	3,000	4,000	7,000
計			105,000	5,000	23,000	5,500	138,500
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
	下請	民間					
	計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
	下請	民間					
	計						

建設工事の種類毎に作成した工事
経歴書の合計欄のうち元請工事の
金額と一致します

建設工事の種類毎に作成した工事経
歴書の合計欄の金額と一致します

損益計算書の完成工事高の
金額と一致します
業種毎の計の数値がそれぞ
れ切り捨て等により千円単
位としているため、表の縦又
は横の合計と合計欄の数値
とは必ずしも一致しません

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	5人	1人	2人	8人
堺店	1		1	2
使用人数には、法人にあっては常勤の役員を、個人事業にあっては事業主本人を含めてください。				
経営事項審査を受ける業者にあっては、技術職員名簿の技術者の数との整合性を保つ必要があるので注意してください				
<p>記載例 株式会社 大阪工事 の例</p> <p>役員 4名（本店4名） 2名が常勤役員＝1名（社長）が1級施工管理技師・1名が事務系担当役員 2名が非常勤役員</p> <p>従業員 11名 内訳 本店8名 6名が常勤＝2名が2級施工管理技師・2名が10年の実務経験者・1名が10年未満の現場の技術見習者・1名事務系従業員 2名がパート 堺店3名 2名が常勤＝1名が1級施工管理技師・1名（支店長）が事務系従業員 1名がパート</p>				
合計	6人	1人	3人	10人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいい、労務者は含めないものとする。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

委 任 状

私は、下記 1 の者を代理人と定め、下記 2 の権限を委任します。

記

1 代理人 住所

氏名

(行政書士会登録番号)

電話

2 ()

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内 1 通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあつては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあつては運転免許証、健康保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードを提示する。

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記

記

来庁される方が、行政書士の補助者等である場合、書類提出者として来庁者の氏名も併記してください。復代理人が来庁される場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人への委任状が別途必要ですのでご注意ください。

1 代理人 住所 大阪市中央区大手前2丁目

氏名 行政書士 大阪 太郎 （補助者 難波 花子）

（行政書士会登録番号 ●●●●●●●● ）

電話 06-6941-●●●●

- 2 平成23年6月決算分の決算変更届の作成、提出、補正に関する件
- 建設業許可更新申請の作成、提出、補正に関する件

平成23年8月5日

委任内容は具体的に記載してください。
（専任技術者の変更に関する～、平成●年●月決算分の決算変更届に関する～、等）

記入漏れのないよう
ご注意ください。

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

委任者 商号又は名称 株式会社 さきしま工務店

代表者氏名 咲洲 次郎

代表取締役
の印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあつては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあつては運転免許証、健康保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードを提示する。

申請（届出）書の申請（届出）者欄には、同じ印を押印してください。

申請書等を提出される方の本人確認と委任状について

- 大阪府知事の建設業許可にかかる申請・届出の窓口において、提出される方の氏名等を確認させていただきます。（平成23年10月1日より実施）

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。
各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

『本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）』

《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証 (2) (国民)健康保険証(被保険者証) (3) 外国人登録証明書
(4) 住民基本台帳カード (5) 後期高齢者医療被保険者証
(6) パスポート(旅券) (7) 船員保険証 (8) 身体障害者手帳
(9) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他

なお、**申請者の役員・従業員**にあつては(10)申請者の発行する身分証明書でも可。

但し、《行政書士の方》は(11)行政書士証票

《行政書士の補助者の方》は(12)行政書士補助者証 が必要となります。

- 大阪府建設業法施行規則により、委任状の様式を定めました。（平成23年10月1日施行）

申請者（下記に該当する方）以外の方が大阪府知事の建設業許可にかかる手続きを行う場合、申請書等を提出される方の本人確認とあわせて委任状が必要です。

※委任状の様式と記載例はP48～49をご覧ください。また、別冊の「建設業許可申請の手引き」P.68に、FAQを掲載しています。

1. 申請者が個人の場合・・・①個人事業主、②個人事業主の家族及び従業員
2. 申請者が法人の場合・・・①法人の代表者、②法人の役員及び従業員

<注意1>・委任状には下記の代理権限の内容や日付等、記載漏れがない様お願いします

大阪府知事の建設業許可にかかる【各種申請】【各種変更届】【経営事項審査申請】における

- 申請(届出)書類を作成、提出、補正解消、取下げ等
- 上記許可等に関する通知書、副本等を受領

<注意2>・復代理人が手続きをされる場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。

<注意3>・行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することや、官公署への提出等を業とすることは行政書士法違反となります。

<注意4>・記載要領3について

ア 建設業許可にかかる申請及び届出書類に限定し、経営事項審査申請と解体工事業登録申請には適用しません。許可に係る変更届と経営事項審査申請及び解体工事業登録申請を同時に提出される場合は、それぞれに委任状の原本を添付いただく必要がありますのでご注意ください。

イ 複数の申請書等を同時に提出される際は、最初の申請窓口で受付担当者により確認印が押印されている委任状の写しに関してのみ、原本が添付されている書類と同日の受付まで有効とします。